

## 船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月18日 01時25分ごろ
発生場所	三重県紀宝町鵜殿港南東方沖 鵜殿港南防波堤灯台から真方位154° 8.4海里（M）付近 （概位 北緯33° 36.6′ 東経136° 05.8′）
事故の概要	貨物船SHUN FA11 及び貨物船兼砂利運搬船進朋は、共に北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 SHUN FA11（トーゴ共和国籍）、1,483トン 9093892（IMO番号）、HONG KONG SHUN FA INTERNATIONAL SHIPPING LIMITED B 貨物船兼砂利運搬船 進朋、749トン 141821、脇坂海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長 （トーゴ共和国発給） B 船長B、四級（航海） 航海士B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船側部外板に凹損 B 右舷船側部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか9人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、約7.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北東進していた。 船長Aは、左舷後方から接近するB船に気付き、B船との距離が約0.3Mになったとき、B船に対し、VHF無線電話で呼び掛け、発光信号を行ったが、B船からの応答がなかった。 A船は、B船が至近に迫り、右舵10°で右転を開始したものの、その左舷船側部とB船の右舷船側部とが衝突した。 B船は、船長B及び航海士Bほか4人が乗り組み、航海士Bが単独の船橋当直につき、約12knの速力で北東進中、レーダーで右舷前方約2MにA船を認めたが、以後、見張りを適切に行っておらず、A船と衝突した。

<b>分析</b>	<p>A船は、北東進中、船長Aが、左舷後方から接近するB船を認め、VHF無線電話での交信及び発光信号を試みたもののB船からの応答がなく、その左舷船側部にB船の右舷船側部が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北東進中、航海士Bが、レーダーで右舷前方約2MにA船を認めた後、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、A船及びB船が共に北東進中、航海士Bが、見張りを適切に行っていなかったため、B船がA船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>